

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、すべての人の人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指しています。

男女共同参画社会とは、男性と女性のどちらかが優遇される社会ではなく、また、性別による差別を受けず、平等に自分らしく生きることのできる社会のことです。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「第1次男女共同参画基本計画」(平成12年12月)策定以降、第2次・第3次を経て、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、これらの計画に基づく取組が推進されてきたところです。

また、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、仕事と家庭を両立できる環境の整備など、女性の職業生活における活躍の推進によって、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

本市においても、平成21年3月に「日南市男女共同参画社会づくり条例」を施行し、平成23年3月に「日南市男女共同参画基本計画」、平成28年3月に「日南市男女共同参画基本計画改訂版(日南市 DV 防止基本計画)」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んで参りました。

しかし、令和2年1月に実施した「日南市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査*(以下、「市民意識調査」という。)」の結果から、男性と女性の役割を固定化する意識は依然として存在しており、男女共同参画社会の実現には各分野への女性の活躍の推進、男女の働き方など、多くの課題があることがわかりました。

社会情勢の変化、市民の意識等を踏まえ新たに長期的な観点に立った取組を進めていくため、現行の「日南市男女共同参画基本計画改訂版(日南市 DV 防止基本計画)」が令和2年度末で終了することに伴い、「日南市女性活躍推進計画」、「日南市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を含む「第2次日南市男女共同参画基本計画」を策定します。

*市民意識調査:令和2年1月に、日南市に居住する18歳以上の男女各1000人を対象に調査しました。回答者は669人(回答率 33.5%)で、男性318人(47.5%)女性341人(51.0%)無回答10人(1.5%)から回答を得ました。

2 計画の性格・位置づけ

(1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項において規定されている「市町村男女共同参画基本計画」に基づくもので、国の「第5次男女共同参画基本計画」や、県の「第3次みやざき男女共同参画プラン」との整合性に配慮しながら、本市の特性・実情に応じた方針を明確にするために策定しました。

また本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画(以下、「女性活躍推進計画」という。)」、及び「日南市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」としても位置づけることとします。

(2) 本計画は、日南市の重点戦略プランを上位計画としながら、本市における男女共同参画社会づくりの施策に対する考え方と、基本的な方向を示すために策定しました。

(3) 本計画は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)に掲げられた17の目標のうち「目標5ジェンダー平等の実現」を踏まえた施策として取り組んでいきます。

※目標5…ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

(4) 本計画は、日南市男女共同参画社会づくり条例第9条に基づく男女共同参画基本計画で、前計画平成28年3月に策定した「日南市男女共同参画基本計画(改訂版)」の成果を引き継ぎながら、計画に対する日南市男女共同参画社会づくり審議会からの提言、令和2年に行った市民意識調査の結果及び、ホームページ等を利用したパブリックコメントなど、市民の意見を尊重して策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし期間内においても、社会情勢の変化などに適切に対応し、施策を効果的に推進するために、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 計画の策定体系

計画の策定に当たっては、庁内部課長で構成される「日南市男女共同参画推進委員会」及び庁内実務担当者による「ワーキンググループ」を設置し、計画の検討を行いました。

また、学識経験者・関連団体・公募市民など幅広い関係者で構成される「日南市男女共同参画社会づくり審議会」を設置し、意見をいただきました。

策定体制

